

大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案）に対する意見への対応

実施大綱（案）及び評価基準（案）に対して、6団体から意見が寄せられた。これらの意見では、機構の評価の枠組み、基準の基本的な構成等についての反対意見はなく理解が得られたものと判断される。

具体的な意見への対応については、おおむね以下の3つに分類することが出来る。

1 基準及び基本的な観点の整理，統合等

- （主なもの）
- ・ 基準5（教育内容及び方法）について、あまりに詳細すぎる等の意見があり、基本的な観点のいくつかを統合した。
 - ・ 基準3（教員及び教育支援者）に、基準9（教育の質の向上及び改善のためのシステム）において評価することが適切である基準があったため、移し替えた。

2 大綱，基準の表現等をわかりやすく，誤解が生じないように，用語を整理し，表現の修正を行った。

- （主なもの）
- ・ 大綱，基準で使用している特定の用語について、用語解説を付した。
 - ・ 大学における取組等の具体的な例を（ ）で表記していたが、必須事項との誤解も生じることから、例示であることを明確にした。

3 自己評価等にあたって対応すべき事項や運用レベルで配慮することが適当と判断されるものについては、今後検討を進める自己評価実施要項，評価実施手引書において、また、実際の評価作業の運用面等で対応することとする。

その他 なお、以上の意見への対応の他、全体を通じ文言の整理，表記，表現の統一等を施した。